

柏市老人福祉施設設置等資金助成要綱

制定 平成 4年 4月 1日

施行 平成 4年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和50年柏市条例第41号。以下「条例」という。）その他法令等に定めるもののほか、老人福祉施設の設置又は整備のため、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付を利用した場合に、その償還金等の一部を設置等資金助成金として交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。
- (2) 老人福祉施設 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設（次号に規定するケアハウスを除く。）をいう。
- (3) ケアハウス 軽費老人ホーム設置運営要綱（昭和47年2月26日社老第17号厚生省社会局長通達）に定めるケアハウスをいう。

(対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、社会福祉法人であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 老人福祉施設の設置又は整備に係る総事業費の20パーセント以上の経費を負担できる者
- (2) ケアハウスの設置又は整備をする者
- (3) その他市長が認める者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、平成15年5月31日以後に工事に着手する老人福祉施設の設置又は整備に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入金の償還元金及び利子は、同表の償還元金及び利子に含めないものとする。

(申請書添付書類)

第5条 条例第3条第5号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請額調書
- (2) 老人福祉施設又はケアハウスの設置又は整備の内容
- (3) 独立行政法人福祉医療機構が発行した償還年次表の写し
- (4) 金銭消費貸借契約証書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(標準処理期間)

第6条 申請書の提出から助成金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、30日とする。

(実績報告書添付書類)

第7条 実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 精算書
- (2) 収支決算(見込)書
- (3) 支払通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

別表（第4条第1項）

助成区分	助 成 金 の 額
借入金元金に係る償還金	当該年度中に償還した元金の総額から650万円を控除した額（500万円を限度とする。）の4分の1以内の額。ただし，ケアハウスの設置又は整備をする者（本市から柏市社会福祉施設整備費助成金交付要綱（平成13年4月1日制定）又は同要綱附則第2項の規定による廃止前の柏市老人福祉施設整備費助成金交付要綱（平成4年4月1日制定）に基づく助成を受けた者は除く。）については，当該年度中に償還した元金の総額（650万円を限度とする。）の2分の1以内の額
借入金に係る利子	当該年度中に償還した借入金に係る利子（延滞利子は除く。）の総額から民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金交付要綱（平成13年千葉県社第692号）別表4で定める利子補給金の額を控除した額